

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月25日
【会社名】	協和発酵キリン株式会社
【英訳名】	Kyowa Hakko Kirin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 花井 陳雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 0007
【事務連絡者氏名】	経理部長 川口 元彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 0007
【事務連絡者氏名】	経理部長 川口 元彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月24日開催の当社第93回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭 総額6,840,335,075円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 27,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 27,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更されたことを受けて、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第30条（社外取締役の責任免除）及び第38条（社外監査役の責任免除）の規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、花井陳雄、河合弘行、立花和義、三箇山俊文、佐藤洋一、伊藤彰浩、西川晃一郎及びリボウィッツよし子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清水明を選任する。

第5号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役（業務執行取締役を指します。）及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	471,235	2,544	227	(注)1	可決(99.41%)
第2号議案	471,297	2,482	227	(注)2	可決(99.43%)
第3号議案				(注)3	
花井 陳雄	452,662	20,944	391		可決(95.49%)
河合 弘行	468,228	5,548	227		可決(98.78%)
立花 和義	469,974	3,804	227		可決(99.15%)
三箇山 俊文	468,381	5,395	227		可決(98.81%)
佐藤 洋一	468,383	5,393	227		可決(98.81%)
伊藤 彰浩	468,365	5,411	227		可決(98.81%)
西川 晃一郎	470,087	3,691	227		可決(99.17%)
リボウィッツ よし子	470,048	3,730	227		可決(99.16%)
第4号議案				(注)3	
清水 明	359,230	114,545	227		可決(75.78%)
第5号議案	443,687	30,155	155	(注)2	可決(93.60%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権を集計した結果、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

以 上